

平成16事業年度財務諸表の公表について

国立大学法人は、国民その他の利害関係者に対し財政状態や運営状況に関する説明責任を果たし、自己の状況を客観的に把握する観点から、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分（損失の処理）に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書）の作成及び公表が義務付けられております。

本学の財務諸表につきましては、平成17年6月12日経営協議会の審議を経て、同6月27日役員会で決定したもので、同6月30日に文部科学大臣に提出し、同8月29日に文部科学大臣の承認をいただきましたので、ここに公表いたします。

国立大学法人 名古屋大学